

## 航空法施行規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 装備品等の型式適合認定検査
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 15 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 装備品等の製造者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

装備品等の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以东の場合：

東京航空局保安部運用課

装備品等の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### ① 提出先：

東京航空局保安部運用課 03-5275-9321 (内線 7517)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229 (内線 5217)

#### ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

#### ③ 相談窓口：

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585)

大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第 14 条  
通達「型式承認及び仕様承認要領」(昭和 44 年空検第 21 号)
- ② 標準処理期間 : 1 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)